

鳥労発基 1106 第 9 号  
令和 5 年 1 1 月 6 日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り  
扱うに当たっての留意事項の一部改正について（通知）

日頃から、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
標記につきまして、雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報（以下、「健康情報」といいます。）の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。）の適用に伴い、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」（平成 29 年 5 月 29 日付け個情第 752 号、基発 0529 第 6 号。以下、「留意事項」といいます。）を定め、その周知を図ってきたところです。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の一部が令和 4 年 1 月 1 日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）が令和 4 年 4 月 1 日及び令和 5 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、留意事項について、一部改正されています。

つきましては、当該改正内容について、別添のとおり令和 5 年 10 月 27 日付け基発 1027 第 5 号をもって厚生労働省労働基準局長から通達がありましたので、貴団体におかれましても改正の趣旨をご承知いただくとともに、労働者の健康情報の取扱いが適正に行われますよう、傘下会員、関係事業場等に対する周知等に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

